

休眠預金活用事業 事業計画

申請事業名(主)	農福連携の推進基盤構築事業
申請事業名(副)	地域の担い手エンパワーメント事業・農福連携サプライチェーン構築事業

申請事業の種類1	①草の根活動支援事業
申請事業の種類2	①-1 全国ブロック
申請事業の種類3	
申請団体名	日本農福連携協会

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域①	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	分野①	④ 働くことが困難な人への支援;⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援
領域②	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	分野②	⑥ 地域の働く場づくりの支援;⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
領域③		分野③	
領域④		分野④	

その他の解決すべき社会の課題	
----------------	--

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	就労継続支援B型作業所で平均月16,000円という低水準にある、障がい者の工賃向上をはじめ、社会的、経済的に弱い立場にある人々の所得水準の向上を目指す。
3.あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	精神障害等の改善に効果の大きい農業への取り組みを促し、精神保健及び福祉の向上に貢献する。
8.すべての人ための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがないのある人間らしい仕事）を推進する	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがないのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	障害の有無をはじめとした多様な人々に対し、ディーセントワークを提供することが可能。
11.都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	農福連携の推進により、誰もが包摂され、その生きる力や可能性を最大限に発揮して当たり前に生きてゆける地域共生社会の実現を図る。
12.持続可能な消費と生産のパターンを確保する	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。	労働者の環境や安全、生態系、そして社会的に弱い立場にある人々が生産にかかわり所得水準が向上することにより持続可能な消費と生産のパターンの確保につながる。

実施時期	2021年1月～2023年12月	直接的対象グループ	就労支援事業所、生活介護事業所等を生活の基盤とする障がいを中心とした、社会的・経済的に弱い立場にある多様な人々	間接的対象グループ	障がい者等直接対象グループの家族、支援団体。高齢化により担い手不足となっている農業経営体。
対象地域	全国	人数	実行団体確定後に調査し決定する。	人数	実行団体確定後に調査し決定する。

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的

我が国の農業においては、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大などによる、食料自給率の低下や農業文化の継承が危ぶまれている。農福連携は農業の新たな担い手として期待され、障害者等の社会的弱者の活躍の場、地域の資源として発展し全国的な広がりを見せており、当協会は全国の農福連携に関わる団体や関係機関をつなぐプラットホームとして「繋ぐ」「伝える」「売る」役割を果たしていくことを目的に設立された。

(2)申請団体の概要・活動・業務

農福連携に関わる次の各事業を行う。

- (1)農産物等の認定事業及びブランド化等事業（ノウフクJAS認定の支援）
- (2)農産物等の販売促進及び販路開拓活動
- (3)情報、資料の収集・提供、会報の作成及び発行
- (4)普及啓発活動（セミナー等の開催、情報発信等）
- (5)農福連携に必要な施策・制度等に関する勉強会の開催
- (6)農福連携に既に関係し、又は理解や関心を持つ個人及び法人等の団体との連携協調活動
- (7)政府その他関係機関への提言等活動

II.事業の背景・社会課題

(1)社会課題概要

我が国の農業においては農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大などによる食料自給率の低下や農業文化の継承が危ぶまれている。そのような中で農福連携は農業の新たな担い手として期待され、障がい者やニート、引きこもり、受刑者等の社会的に弱い立場にある人々の活躍の場として機能し、地域の資源として発展しつつあるが、農福連携の裾野を広げていくにあたっては「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題を抱えている。

(2)社会課題詳述

全国でひろがりをみせる「農業」と「福祉」の連携「農福連携」は、地域の課題解決方法のひとつとして、連携することによって新しい事業や考え、地域コミュニティを生み出し、全国に「福」を広げることを目指す取り組みとして注目されている。障がい者、高齢者、生活困窮者など様々な人に合わせて仕事づくりができ、小さな事業から大規模農業まで様々なところで働くことが可能であり、土に触れて作物を作りだすという行動が、障がい者の体力づくりやこころの健康にもよい。また耕作放棄地や限界集落化している農村文化や里山の景観が、農福連携によって維持、再生されている事例も多数ある。近年の農業人口の高齢化や人手不足による耕作放棄地の拡大は、深刻な課題となっており、福祉事業と組み合わせることによって、農家にとっても福祉事業所にとってもメリットが期待されている。現在障がい者就労支援事業で障がい者へ支払われる工賃の全国平均は1万6千円前後であり、障害年金約6万5千円を合わせても、大人が1か月の生活費を賄うには十分とは言えない現状である。農福連携事業所全体の意識の改革や農家の農業収入の増加は共通の課題となっている。コロナ禍は食に関する消費市場を変え、農福連携の產品の販売にも大きな影響を与えており、ウィズコロナの時代においても持続可能な農福連携の事業変革も新たな課題となっている。

地域において農業を福祉の双方がWin-Winの関係を構築し、これを全国的に広く展開するためには農福連携の地域の現場等において①「知られていない」（農福連携そのもの、そのメリットが十分に浸透していない）、②「踏み出しにくい」（どうやって始めてよいか分からず、人材育成等に躊躇している）、「広がっていない」（経済界、消費者等を巻き込んだ社会全体への広がりが見えにくい）といった課題があり、これらの課題へのきめ細かな対応が必要である。

(3)課題に対する行政等による既存の取組み状況

農福連携について、全国的な機運の醸成を図り、今後強力に推進する方策を検討するため、省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」が設置され、今後の推進の方向性が「農福連携等推進ビジョン」として取りまとめられた。今後この方向性に沿って農福連携の取り組みを官民挙げて実践することが共生社会の実現につながるものと期待されている。

(4)課題に対する申請団体の既存の取組状況

この4月より当協会の会長皆川芳嗣を中心とする「農福連携等応援コンソーシアム」が設立され、国、地方公共団体、経済会、消費者を含め様々な関係者を巻き込んだ国民運動としての、農福連携を応援するシステムが立ち上がった。当協会の事業として、農福連携に関するフォーラムの開催や法務省矯正局と連携して矯正展におけるマルシェの開催等による普及啓発に取り組んでいる。

(5)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

今後、官民挙げて取り組む農福連携の推進にあたり、各地域で民間で主体的に活動を担う人材の育成、ステークスホルダーのネットワーク形成等、民間の推進基盤の強化が重要である。また、その各地域の民間の主体が全国で相互に繋がり知見を持ち寄り、農福連携が社会の持続可能性を上げるための生産、流通等の新たな仕組み作りも求められている。これらの取り組みに本事業が大きな力となることが期待される。

III.申請事業

(1)申請事業の概要

農福連携の裾野を広げるにあたって、「知られていない」（農福連携の認知度が低い）、「踏み出しにくい」（農と福で知見の共有、連携のための環境整備が不十分）、「広がっていない」（経済界、消費者を巻き込み社会全体への広がりがみられない）といった課題に対し、現場を担いながら各地域の農福連携推進のネットワークの民間の中核となる団体の活動を支援し、課題の解決を進める。

事業1：農福連携に取り組む事業者が、各地域で農福連携推進の裾野の広がりを目指す取り組みを主体的に実施することを伴走支援する。農福連携に関する人材育成、経営力強化等の啓発や研修等の事業実施を通じて多様なステークスホルダーによるネットワークが形成され、地域での農福連携の推進が民間の主体によって行われる環境を生み出す事業。

事業2：農福連携に取り組む福祉事業所は小規模事業所が多く、設備や経営体制が不十分なために販路拡大に結び付かない現状がある。コロナ禍による消費市場の変化により課題は深刻化している。この弱みを補完し、生産、加工、流通の連携構築により地域の農福連携の產品を全国の消費市場へつなぐためのサプライチェーン作り等に取り組む事業。

(2)インプット

資金	①事業費 (自己資金含む)	内訳：実行団体への 助成金等充当額	管理的経費	②プログラム・オフィサー関連経費	③評価関連経費	④助成金申請額	⑤補助率
	¥99,279,000	¥85,000,000	¥14,279,000	¥26,216,000	¥2,800,000	¥132,795,000	100.0

(3)活動(資金支援)

事業活動	活動内容	時期
0年目	事業1：実行団体による事前評価、目標設定。事業実施のための地域での実行委員会等の組織づくり等を行い、1年目以降の事業が円滑に企画、実行されるための組織的基盤を整備する。 事業2：実行団体による事前評価、仮設構築、目標設定等。事業計画の全国への波及効果について、専門家を交えた事業計画のプラッシュアップを行う。	2021年1月～2021年3月
1年目	事業1：実行団体の設定した目標に沿った第1回目の事業の実施。普及啓発或いは人材育成等をテーマとし、地域ニーズに応じたセミナー、フォーラム等の開催を行う。 事業2：必要な設備、システムの導入等を行い、実行団体における事業構築を開始する。	2021年4月～2022年3月
2年目	事業1：第2回目の事業の普及啓発事業または農福連携の裾野を広げるための事業実施。構築されたネットワークにより新しい事業モデルの構築等に取り組むケースがあれば、その実施について伴走支援を行う。 事業2：事業計画の仮説を検証しつつ、事業の全国への波及プロセスを形成し、モデルを確立する。実行団体での取り組みと、各地域の福連携事業者とが連携したサプライチェーンの構築。	2022年4月～2023年3月
3年目	事業1：事業の出口戦略を念頭に置いた最終年の事業実施。地域のステークスホルダーとの組織づくりの完成と、事業実施を目指す。実行団体の事後評価を支援する。 事業2：全国モデルとして波及させるための企業等との協業のための関係構築を支援し、休眠預金事業終了後も持続可能なモデルとしての完成を目指す。実行団体の事後評価を支援する。	2023年4月～2023年12月

(4)活動(組織基盤強化・環境整備(非資金的支援))		時期
事業活動 0年目	事業 1：各地域におけるワークショップの開催や組織づくり等を支援、また、必要な各行政窓口とのネットワークづくりの支援を行い、事業実施のための環境整備を行う。 事業 2：事業計画の立案の支援、	2021年1月～2021年3月
事業活動 1年目	事業 1：啓発事業等について、実行委員会等に参加することによって実務的な助言等を行う。講師等の専門家の派遣、広報活動等についての具体的な支援も提供する。新規事業モデルの構築についても協会理事等の専門家による助言等、必要な伴走支援を開始する。 事業 2：実行団体のモデル作りに伴走し、事業実行の進捗管理を行い、アウトプットの状況と予算執行の適正さを確認しつつ、福祉事業者、企業等の協業候補の選定支援等、事業の全国への波及効果を狙う基盤づくりを行う。	2021年4月～2022年3月
事業活動 2年目	事業 1：普及啓発活動については地域での農福連携の裾野の広がりを目指したテーマを選定して実施する取り組みを重点的に支援する。農福連携事業者から地域社会全体へ農福連携の浸透を目指す。 事業 2：事業モデルの全国への広がりを支援する。企業等への事業パートナーとしてのマッチングを支援する。	2022年4月～2023年3月
事業活動 3年目	事業 1：事業を継続して実施しつつ、休眠預金に依存しない、地域での農福連携の推進が自走するための事業づくり、出口戻絡についての取り組みを支援する。事後評価についての支援を行う。 事業 2：取り組むモデルが持続し、波及効果を發揮し続けるための関係者とのマッチングの継続。事後評価の支援。	2023年4月～2023年12月

(5)短期アウトカム(資金支援)	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
実行団体の活動地域において、農福連携に取り組む事業者の数が増加し、社会的弱者の雇用が拡大する。	農福連携に取り組む福祉事業者（就労継続支援事業所、生活介護事業所）	事業開始時に行政で把握されている当該事業者数について地域毎に事前調査を行う	事業開始時の事業者数の10%	2023年12月
実行団体の工賃、賃金の水準が向上し、農業に従事する障がい者等の生活水準が向上する。	2020年と2023年における平均工賃	実行団体の2020年の平均工賃月額を初期値とする。	平均工賃月額が3年間で30%向上する	2023年12月
活動地域において、事業開始時には対象としていなかったカテゴリーの社会的弱者が農業に取り組み、農福連携の裾野が広がる。	障がい者以外の社会的弱者の就農を支援する事業者の数、および就農者数	事業開始時点で実行団体及び事業に関与する事業者における障がい者以外の対象者数を調査する	目標値は地域の実態に応じて各実行団体が設定する	2023年12月
新しい事業モデルでの農福連携のサプライチェーンの構築により、販路拡大に困難さを抱えていた農福連携事業者が、新たな販路を獲得する。	事業2の事業における売り上げの増加	実行団体の既存の農福連携事業の売上高	実行団体の事業計画に基づき設定する	2023年12月
新しい事業モデル構築に企業が事業パートナーとして参加し、経済活動として定着する。	事業に参加する企業の数	実行団体の事業計画に基づき設定する	実行団体の事業計画に基づき設定する	2023年12月
高齢化や担い手不足に陥っていた農業経営体が、農福連携に取り組むことで農業を自足することが可能となる。	本事業をきっかけとして農福連携に取り組んだ農業経営体で、農福連携が好ましい影響を与えたと評価する数	実行団体の事業計画に基づき設定する	実行団体の事業計画に基づき設定する	2023年12月
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(xxx)になる。				
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(xxx)になる。				

(6)短期アウトカム (組織基盤強化・環境整備支援(非資金的支援))	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
実行団体が地域での多様な関係者との関係を構築し、農福連携の推進に向けて自走する組織が生まれる。	実行団体が実施する事業への参加者の増加	実行団体の事業計画に基づき設定する	実行団体の事業計画に基づき設定する	2023年12月
実行団体が農福連携事業を実践するための経営スキルを向上させ、自走して事業の拡大が可能となる。	生産技術、組織運営、マーケティング等のスキルに関する自己評価	実行団体の事業計画に基づき設定する	実行団体の事業計画に基づき設定する	2023年12月
実行団体の活動地域以外との横繋がりの関係が形成され、そこで共有された知見から新たな事業モデルが生まれる	本事業から派生してスタートした新しい事業の数	実行団体の事業計画に基づき設定する	実行団体の事業計画に基づき設定する	2023年12月
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により(x x x)になる。				
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により(x x x)になる。				
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により(x x x)になる。				

(7)中長期アウトカム
事業終了後、3年後に全国において農福連携に取り組む団体が、地域のニーズに合った多様な事業を主体的に実施する計画を立て実行し、農福連携が多様な効果を発揮し、裾野を広げ、地域のネットワークを広げ、定着する。各地域の実行団体が相互に繋がり知見を共有し、新しい農福連携の事業モデルが構築され、全国に波及して持続可能な地域共生社会が実現する。

IV. 実行団体の募集

(1) 採択予定実行団体数	事業1：6～8団体 事業2：最大2団体（全国8ブロックで事業1または2で各1団体、合計8団体）
(2) 実行団体のイメージ	農福連携事業に取り組んでいる非営利団体で、地域での農福連携の推進を担う活動を行っている、或いは今後行いたい団体。 (同一地域内の複数の団体がコンソーシアムを組んでの応募も可)
(3) 実行団体当り助成金額	事業1（地域の担い手エンパワーメント事業）：1000万円を上限とする（3年間合計） 事業2（農福連携サプライチェーン構築事業）：1500万円を上限とする（3年間合計）
(4) 助成金の分配方法	外部審査員を含めた選考委員会で事業計画と資金計画の妥当性を検討し、審査結果に基づいた金額を各実行団体に分配する。（全実行団体での合計助成額上限8500万円） 中間報告、評価等に基づき選考委員会と同じメンバーで継続審査を行う。
(5) 案件発掘の工夫	新型コロナウィルスの影響調査のアンケートを2020年6月に実施しており、都道府県庁、障がい者団体等を通じて農福連携に関わるとされる約2000の事業者へのコンタクトが可能。

V. 評価計画

項目	事前評価	中間評価	事後評価
提出時期	2021年3月	2022年7月	2023年12月
実施体制	JANPIAによる伴走支援、その他社会的インパクト評価に関する研修等をPO及び事務局スタッフが受講する。 資金分配団体としての自己評価については、JANPIAの評価指針に沿って実施する。評価表を作成し、協会役員、外部委員、POチームから構成される運営委員会で評価について検証する。	全実行団体の自己評価により伴走支援が適切に行われているかを評価し、これをベースとして資金分配団体としての自己評価を行う。実行団体の中間評価は継続審査の判断材料となるため、選考委員会による評価の検証を行う。	資金分配団体として設計した包括的支援プログラム全体の経過、結果を検証するためデータ、知見の取りまとめを行い、全実行団体をはじめとした関係者と広く協議するための機会を設ける。
必要な調査	文献調査;アンケート調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;直接観察;定量データの収集	アンケート調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;直接観察;定量データの収集	文献調査;アンケート調査;ワークショップ;直接観察;その他
外部委託内容	アンケート調査;定量データの収集;その他	アンケート調査;定量データの収集;その他	アンケート調査;関係者へのインタビュー;直接観察;定量データの収集;その他

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制	運営委員会：協会役員、事務局とPOチームによる運営委員会を編成し、助成事業の実績のある外部団体に参画して頂く協働体制を構築する予定。POチームが月次で各実行段階の進捗管理を行い、3か月に1回開催の運営委員会に報告し、支援方針を決定する。 選考委員会は当協会1名、協力団体1名、のほか各分野の専門家3名の計5名で構成し、公正性を担保する。
(2)コンソーシアム利用有無	コンソーシアムで申請しない
(3)メンバー構成と各メンバーの役割	担当理事1名、PO、サブPO、事務担当者2名で休眠預金事業事務局を構成。 運営委員会：協会役員（会長、副会長、代表理事、担当理事、PO、サブPO、外部人材（助成実績のある団体の参画を協議中））
(4)ガバナンス・コンプライアンス体制	法人事務局のコンプライアンス委員会、監事と連携し、不正行為、利益相反等の発生を監視し、予防する。
(5)リスク管理	実行団体の資金の目的外使用等、資金面の不正行為の発生リスクに対して十分なチェック機能を構築するために外部監査人による監査を行う予定。また、実行団体の事業が事業計画通りに進行されるように、POによる月次のヒアリングで情報収集を行いつつ、当協会役員、会員団体等の専門家のサポートを機動的に行える情報共有体制を構築する。

VII.出口戦略と持続可能性

(1)資金分配団体	資金分配団体としての活動を通じ、全国の地域での農福連携の裾野を特に民間セクターで広げる。多様なステークホルダーを巻き込み、経済活動として持続的に発展する基盤を構築する。また、休眠預金事業を通じて得られた現場での知見に基づき政策提言等を行い、農福連携の取り組みが次のステップへと進むことを後押しする。
(2)実行団体	事業1：多様な主体（行政、農業経営者、福祉事業者、一般民間企業、JA、消費者等）が地域での農福連携の推進にベクトルを合わせてネットワークを構築し、地域の課題解決にあたる環境を構築すること。事業2：多様な社会的弱者の包摂のためには、その生活を担保するための賃金の確保が重要であり、事業2に企業を巻き込みながら全国に波及させる取り組みとなることを目指す。2つの事業により違う角度から農福連携の持続可能性の向上を実現する。

VIII.広報、外部との対話・連携戦略

(1)広報戦略

HPの開設、SNSの活用、当協会広報誌、当協会主催のセミナー、フォーラム、イベント等での告知を随時行う。実行団体の情報発信能力の向上支援し、一体となって休眠預金活用事業の社会的意義の啓発も交えつつ積極的に活動内容の広報を進める。

(2)外部との対話・連携戦略

関係各省庁、当協会のもつ農福連携事業社とのネットワークを活かし、他分野の関係者との対話を進める。JANPIA、実行団体との情報共有を行いつつ、多様な支援者が実行団体と連携し支援する仕組み作りを目指す。

IX.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果

助成事業の実績は無し。助成事業実績のある団体に協働を依頼し協議中。

(2)申請事業に関する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

農林水産省 農福連携等推進会議 役員2名が委員

農林水産省 農福連携等応援コンソーシアム 理事2名、顧問1名が委員

農林水産省水産政策研究所 農福連携の効果定量化手法に関する研究 理事1名が委員

「障がい者就農を促進するモデル地域の創出、普及・推進を図る事業」（赤い羽根助成事業）農福連携フォーラムの開催（参加者数：名古屋63名、東京300名、福島63名）

新型コロナウィルス影響調査アンケートの実施（継続中）調査対象事業所：2000程度

X.申請事業種類別特記事項

(1)草の根活動支援事業	「農福連携」という言葉がなかった時代から優れた取り組みはあったが、点での取り組みにとどまっていた、近年、好事例の情報の共有等により横広がりを見せつつあるが、全国的な広がりを推進していくための地域ごとの連携を推進するための人材育成が急務であり、休眠預金の活用による資金的支援と非資金的支援による伴走支援がその課題解決となり、新しい知恵を生み、社会全体への横広がりの原動力になることが期待されます。
(2)ソーシャルビジネス形成支援事業	
(3)イノベーション企画支援事業	
(4)災害支援事業	

以上